

議案第104号

山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月2日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例
山陽小野田市斎場条例（平成17年山陽小野田市条例第124号）の一部を
次のように改正する。

別表その他の欄を次のように改める。

その他
30,000
21,000
15,000
6,000

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山陽小野田市斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可をしたものから適用し、同日前に使用の許可をしたものについては、なお従前の例による。

議案第104号関係資料

山陽小野田市斎場条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
（単位：円）			（単位：円）		
種別	本市住民の死体等を 火葬する場合	<u>その他</u>	種別	本市住民の死体等を 火葬する場合	<u>その他</u>
12歳以上 (1死体につき)	1,000	<u>30,000</u>	12歳以上 (1死体につき)	1,000	<u>10,000</u>
12歳未満 (1死体につき)	700	<u>21,000</u>	12歳未満 (1死体につき)	700	<u>7,000</u>
死産児 (1死体につき)	500	<u>15,000</u>	死産児 (1死体につき)	500	<u>5,000</u>
胞衣又は身体の一部 (1個につき)	200	<u>6,000</u>	胞衣又は身体の一部 (1個につき)	200	<u>2,000</u>